二六　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　一三　7
二七　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　一三　6　一
二八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一五　一〇
二九―二　国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件　一六　9　九
三五　土砂災害防止対策基本指針　一六　9　五五
三六　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一九　六
三七　登録経営状況分析機関の登録事項の変更があった件　一九　七
三八　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　一九　七
三九　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一九　七
四〇　桂沢ダムが特定多目的ダム法に規定する多目的ダムとなった件　二〇　六
四一　砂防法第二条の土地を指定する件　二二　七
四二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示　二二　13　二
四三　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示　二二　13　四
四四　道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示　二二　13　五
四五　装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示　二二　13　六
四六　装置型式指定規則第二条第十一号の四の告示で定めるものを定める告示　二二　13　六
四七　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　二三　五
四八　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件　二三　五
四九　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　二三　五
五〇　船舶油濁損害賠償保障法の規定に基づき、国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する件　二三　五
五一　立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道を指定した件　二六　三
五二―五三　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二六　四
五四―八六　自動車の型式を指定した件　二六　四
一―一八七―一四　自動車の装置の型式を指定した件　二六　15　九
一一五―二〇　指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件　二六　15　一四
一二一―三〇　自動車の型式についての指定を取り消した件　二六　15　一六
一三一―四〇　自動車の装置の型式についての指定を取り消した件　二六　15　一七
一四一―四七　小型特殊自動車の型式を指定した件　二六　15　一八
一四八―一五一　小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件　二六　15　一九
一五二―五四　原動機付自転車の型式を認定した件　二六　15　二〇
一五五　指定自動車の指定製作者等の名称を変更した件　二六　15　二〇
一五六―一六一　高速自動車国道に関する件　二七　五
一六二　軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査業務を開始する日についての届出があった件　二七　五
一六三　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二七　五
一六四　水源地域対策特別措置法の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を指定した件　二七　六
一六五　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　五
一六六　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二八　六
一六七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二八　六
一六八　平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件　二九　六
一六九　高速自動車国道に関する件　二九　七
一七〇―一七六　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　二九　七
一七七　確認審査等に関する指針の一部を改正する件　二九　19　四二
一七八　建築基準法施行規則第三条の十三第一項第四号の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件　二九　19　四四
一七九　構造計算適合性判定の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件　二九　19　四四
一八〇　構造計算基準に適合する部分の計画を定める件　二九　19　四四
一八一　遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件等の一部を改正する件　二九　19　四五
一八二　建築基準法施行令第百三十七条の二第一号イ(3)及びロ(3)並びに第二号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件　二九　19　四五
一八三　建築基準法施行令第二条の三第三号の規定に基づき、確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務の指定の一部を改正する件　二九　19　四五
一八四　プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件　二九　19　四五
一八五　建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の一部を改正する件　二九　19　四六
一八六　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件等の一部を改正する件　二九　19　四六